



## 「お忘れなく」土地取引後は利用目的と価格の届出が必要です

問 都市計画課 都市計画係 ☎75-4827



「国土利用計画法」に基づき一定面積以上の土地を売買などで取引した場合、買主は契約締結日を含め2週間以内に、土地の利用目的や取引価格などを土地の所在する市町村に届けなければなりません。

届出をしなかったり、虚偽の届出をす

ると6か月以下の懲役または、100万円以下の罰金が科せられることがあります。

### ■届出が必要な土地の面積

都市計画区域内 5,000㎡以上  
都市計画区域外 10,000㎡以上

## 競争入札への参加を希望する事業者のみなさんへ



問 財政課 契約検査係 ☎75-2132

令和6年度に多久市が発注する建設工事などの競争入札および見積りに参加を希望する事業者のみなさんは、関係書類を添えて入札参加資格審査申請を行ってください。

申請の要領や様式などは市のホームページで閲覧・取得できます。

※今回の登録有効期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。すでに「令和5・6年度」の登録をしている場合、この申請は必要ありません

### ■受付期間

11月13日(月)～12月15日(金)まで  
(最終日の消印有効)

### ■登録区分

- 建設工事
- 測量・建設コンサルタント等
- 物品・役務等

### ■提出方法

郵便等による送付のみ受け付けます。

### ■提出先

〒846-18501 (住所不要)  
多久市役所 財政課 契約検査係

◎お知らせ

## 新たな年金生活者支援給付金対象者に請求書が郵送されます



問 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。受け取るためには、請求書の提出が必要です。

### ■対象者

- ◎老齢基礎年金を受給している人  
(以下の要件をすべて満たす人)
  - ①65歳以上の老齢基礎年金の受給者
  - ②同一世帯の全員が市民税非課税
  - ③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- ◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人  
前年の所得額が約472万円以下

### ■請求手続き

(1)新たな対象者には、年金生活者支援給付金請求書を順次郵送していますので、日本年金機構へ提出してください。令和6年1月4日(木)までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分からさかの

ぼって受け取ることができます。

(すでに年金生活者支援給付金を受給している人の手続きは不要です)

(2)新たに老齢・障害・遺族基礎年金を請求する人は、年金の請求書を提出する際に、あわせて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

### ■問い合わせ

給付金専用ダイヤル  
☎0570-05-4092  
(ナビダイヤル)

